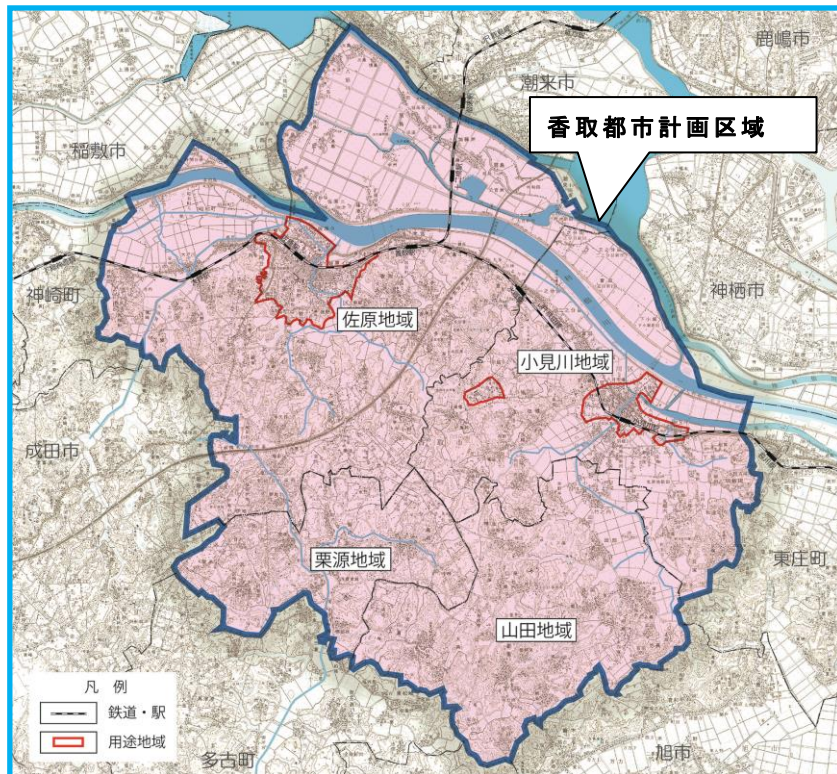


都市計画区域が拡大されました

平成28年7月1日公告

香取市では、市全域を都市計画区域とし、一体の都市としてまちづくりを目指しています。この度、山田・栗源地域を含めた香取都市計画区域が7月1日に指定されました。

都市計画区域になりますと、都市計画法や建築基準法の集団規定（接道義務、建ぺい率、容積率、高さの制限等）などが適用となりますので、開発行為や建築行為をご検討されている方は、都市整備課までご相談ください。



【問合せ先】

香取市役所 建設水道部 都市整備課
TEL 50-1214 E-mail toshi-pt@city.katori.lg.jp